

Jグランツに関するご提案事項について

2024/07/24 デジタル庁国民向けサービスグループJグランツ担当

地方分権提案 回答

ご提案

国の各種支援制度は、各府省の分野ごとに公表されており、地方自治体において、目的に見合った補助金等の検索や関係制度の調査に時間を要している。

このため、補助金申請システムであるJグランツを活用し、以下の機能を実装する。

- ・各府省の補助金等に関する情報（事務連絡、Q&A等）を一元的に確認できる機能
- ・用途や地域特性に応じた補助金等を地方自治体等が検索しやすい機能
- ・支援制度に関する質疑応答や活用実績等を、国・地方の双方向で蓄積し、他団体の状況や質疑を容易に確認できる機能

19

回答

補助金申請システム（Jグランツ）は、各補助金等の概要を一覧して確認できるようになっており、また、検索機能についても、利用目的や地域要件等を指定することで、用途や地域特性等に応じた補助金等を検索することが可能。

各補助金等の担当者が補助金等の詳細ページの内容を設定できるようになっており、資料の添付や外部リンクの記載等によって、よくある質問への回答や活用実績等の情報を掲載することも可能。

引き続き、システムの利便性向上に向けて、各補助金等の担当者と連携していく。

J Grants 概要

- 補助金申請システム（J Grants^{※1}）は、補助金の電子申請を行えるシステム。国や地方公共団体（都道府県など）が執行する、法人・個人事業主、地方公共団体等を交付対象とする補助金・助成金^{※2}を掲載。
- 申請者がJ Grantsを利用する際には、「G Biz ID^{※3}」を利用。
- 2019年度に最初のバージョンの運用を開始し、2021年度よりリニューアルした本格版をリリース。

※1 補助金申請システムのサービス名称。 J：Japan Grants：補助金、助成金

※2 国や地方公共団体が、第三者に交付事務を委託している場合も利用可能

※3 G Biz IDとは事業者が1つのID・パスワードで様々な行政手続の電子申請の際に利用できるようにするための認証システム

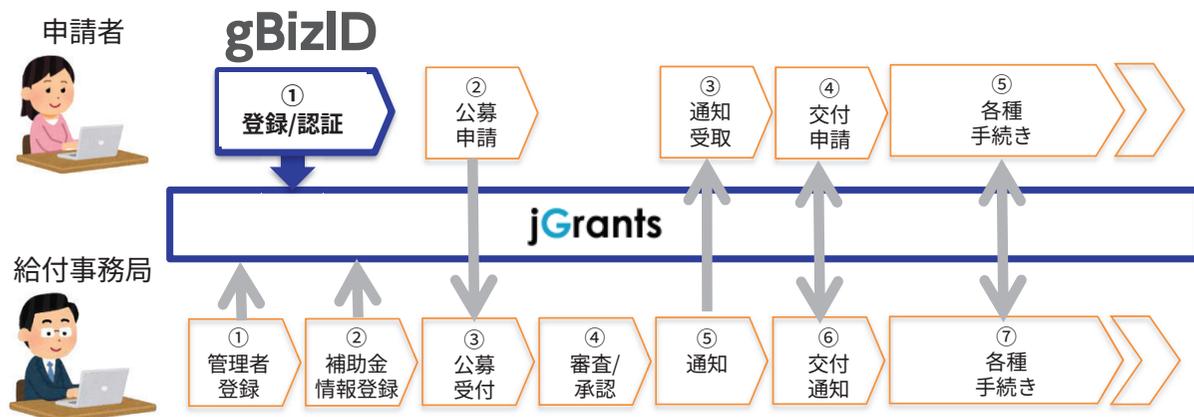
- 補助金適正化法で定められた手続きをベースに、公募から交付、その後の実績報告や支払いの手続まで、全てのプロセスを電子化。

申請者にとってのメリット

- ✓ 24時間365日、いつでも・どこでも申請可能。
- ✓ 移動時間や交通費、郵送費などのコストを削減。
- ✓ 登録した基本情報を申請フォームにプレ入力可能。
- ✓ 申請の進捗状況を簡単に確認。

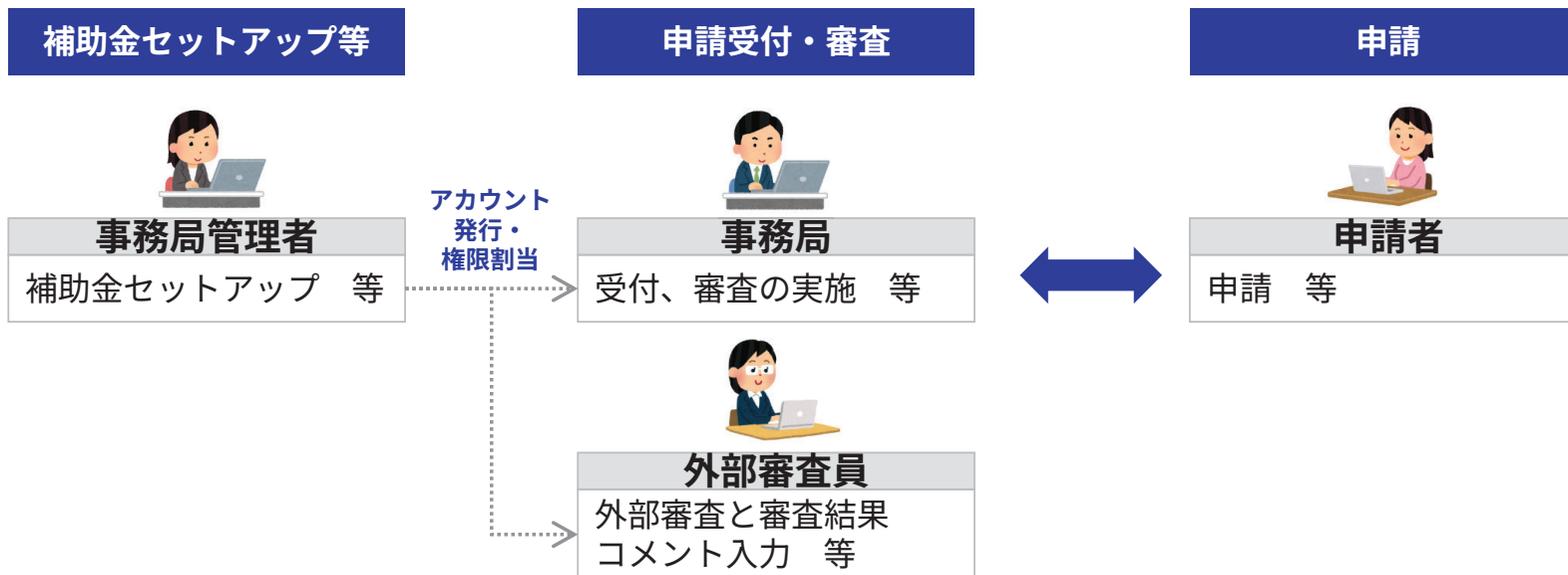
行政職員にとってのメリット

- ✓ オンライン上で補助金申請を一元的に管理可能。
- ✓ 設定のテンプレートを用いて迅速に手続を電子化。
- ✓ 申請フォームやプロセスをノーコードで自由にカスタマイズ。
- ✓ 各行政機関でのシステム構築・費用負担が不要。



J Grantsでできること

機能



21 ユーザー

補助金セットアップ等



事務局審査



補助金ポータル



イメージ

申請者向け基本機能

補助金ポータル画面



申請者情報登録

- ✓ 申請者情報の編集ができ、事前登録した内容が各補助金申請フォームにプレ入力

補助金一覧と検索

- ✓ カテゴリで絞りこみ等、事業者の関心のあるテーマで補助金を探せる
- ✓ フリーテキストや利用目的での絞りこみなど充実した補助金機能

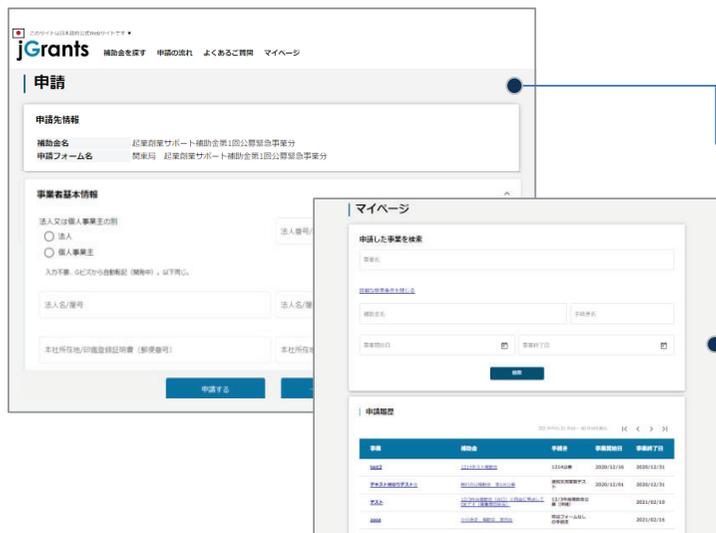
チャットボット

申請入力画面

- ✓ 補助金に即した申請フォームで申請が可
- ✓ チェックボックスや選択式などで入力簡素化
- ✓ 画面上に入力のヒントやエラー等を表示できる
- ✓ 文字数や「数字X桁」などの制御をすることでエラーを抑制
- ✓ 差し戻し時に事務局からのコメントが確認できる
- ✓ gBizIDやミラサポPlusなどから基本情報をプレプリント
- ✓ 前手続きで入力した事業情報（金額・日付）をプレプリント

マイページでの事業管理

- ✓ 一時保存中、申請済みの事業をマイページで管理できる
- ✓ 通知文書の確認ができる
- ✓ 次に実施すべき申請がわかる
- ✓ 申請した事業について、事業情報（金額、日付の情報）が確認できる



事務局向け基本機能

事務局用バックエンドサイト 補助金セットアップ等の管理サイト

事務局管理者



機能概略

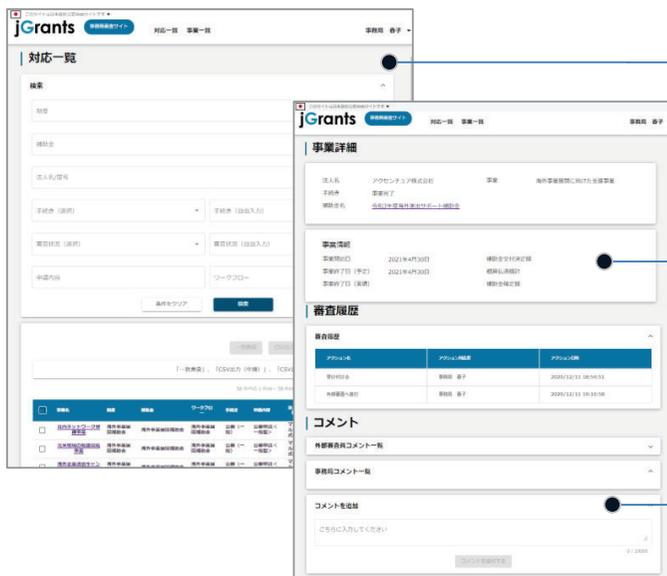
事務局アカウント・外部審査員アカウントの発行と管理

補助金情報の登録と各種セットアップ

- ✓ 補助金を登録し、公開設定
- ✓ 手続や申請受付窓口のワークフローを設定
- ✓ 申請フォームや審査プロセス等を確定

事務局審査サイト

事務局・外部審査員



一覧管理

- ✓ 対応一覧画面にて審査すべき担当の申請事業が表示される
- ✓ 事業一覧画面にて過去の申請を含む事業の確認が可能
- ✓ ソートや補助金・ステータス等で一覧から絞り込み可能
- ✓ 事業詳細画面にて事業情報の確認が可能

申請に対する審査の実施

- ✓ 事務局内のみ閲覧できるコメントを記載可能
- ✓ 通知文書を生成
- ✓ 審査履歴の確認が可能
- ✓ 差し戻し時に事業者向けにコメントを記載可能

外部審査がある場合は外部審査画面からの審査結果入力

- ✓ 外部審査員が審査結果コメントをシステム上に記載
- ✓ 事務局が外部審査員のコメントを閲覧して採否決定

Jグランツの利用実績

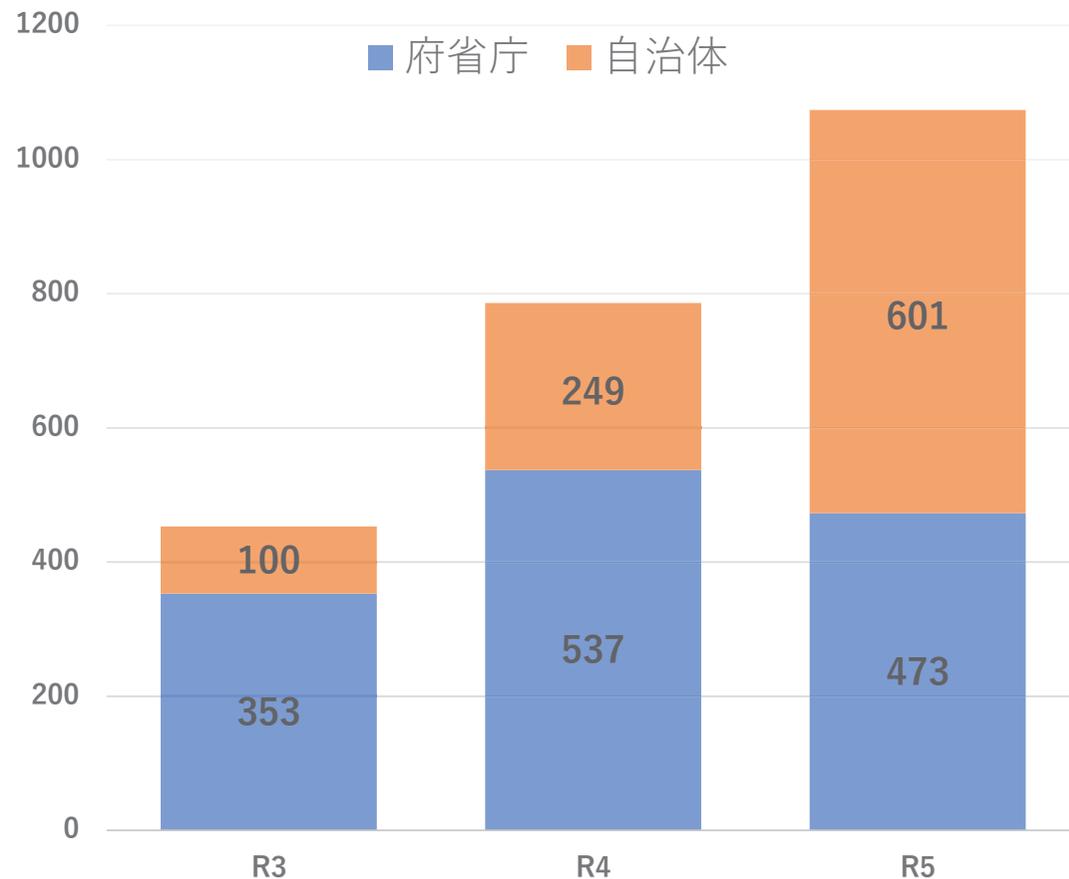
Jグランツ活用府省庁・自治体のべ数
(2024年6月末時点)

24

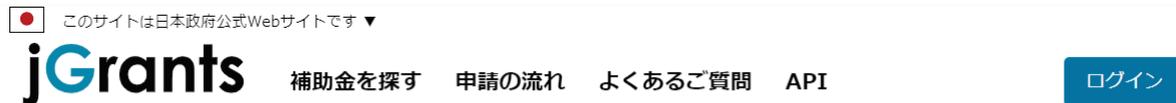


※府省庁には外局を含む

掲載補助金数の推移



ご提案事項1：補助金等情報を1つの窓口で確認できるように



Jグランツのウェブサイトにおいて、
募集されている補助金を一覧画面で確認
いただけます。

25

※2024年6月末時点
15府省庁(外局含む)
47自治体
がJグランツを利用

165 件中の 21 件目～ 40 件目を表示

補助金名	補助金上限額	対象地域	従業員数	募集期間
令和6年度ゼロエミッション 販路拡大助成金	1,500,000 円	東京都	従業員の制約なし	2024年5月30日～ 2024年7月10日
被災地向け共同・協業販路開 拓支援補助金	50,000,000 円	全国	従業員の制約なし	2024年6月18日～ 2024年7月12日
令和6年度「蓄電池等の製品 の持続可能性向上に向けた基 盤整備・実証事業」	844,500,000 円	全国	従業員の制約なし	2024年6月14日～ 2024年7月12日
AI等先端技術を活用した受入 環境高度化支援事業補助金	40,000,000 円	東京都	従業員の制約なし	2024年4月24日～ 2024年7月12日
令和6年度 第2回 若手・女性 リーダー応援プログラム助成 事業/商店街起業・承継支援事 業	8,440,000 円	東京都	従業員の制約なし	2024年6月24日～ 2024年7月17日
令和6年度フィンテック企業に 対する海外進出支援事業 海外 展示会共同出展	0	東京都	従業員の制約なし	2024年6月25日～ 2024年7月19日
令和6年度 再生可能エネル ギー導入拡大に向けた分散型 エネルギーリソース導入支援 等事業費補助金(配電事業等 の参入を見据えた地域独立系 統の構築支援事業)	400,000,000 円	全国	従業員の制約なし	2024年5月29日～ 2024年7月19日

ご提案事項 2：用途や地域特性等に応じた補助金を抽出

J Grantsのウェブサイトにおいて、

- キーワード
- 業種
- 従業員数
- 対象地域
- 利用目的
- 募集中かどうか

を指定して補助金等を検索することが可能です。

26

 このサイトは日本政府公式Webサイトです ▼

jGrants 補助金を探す 申請の流れ よくあるご質問 API [ログイン](#)

補助金を探す

検索 ↑

キーワードを入れてください

例：持続化、コロナ、販路開拓

条件から探す

業種 ▼

従業員数 ▼ 対象地域 ▼

テーマから探す

利用目的 ▼

募集中の補助金のみ [検索](#)

ご提案事項3：FAQや補助金の活用実績等を確認できるように

各補助金の詳細ページの表示内容は、補助金の担当者が自由に設定できるようになっております。

27 テキストで情報を記載したり、外部サイトへのリンクを挿入したりと、自由度高く編集いただけます。

資料を添付することも可能です。

このサイトは日本政府公式Webサイトです ▼

jGrants

補助金を探す 申請の流れ よくあるご質問 API ログイン

令和5年度「地域商業機能複合化推進事業（地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業）」（一次募集）

概要

補助金のキャッチコピー 地域商業機能複合化推進事業（地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業）

補助金のサマリー

■目的・概要
本補助金は、商店街等において、来街者の消費動向等の調査分析や新たな需要の創出につながる魅力的な機能の導入等を行い、最適なテナントミックスの実現に向けた仕組みづくり等に取り組む事業（間接補助事業）を商店街等組織又は民間事業者（間接補助事業者）が行う場合に、その事業に要する経費の一部を地方公共団体とともに補助することにより、地域のニーズや新たな需要に対応しようとする取組等を後押しし、商店街等の多様な機能の活性化と地域の持続的発展を促進することを目的とします。

中小企業庁 商業課/ 地域経済産業グループ 中心市街地活性化室
電話：03-3501-1929

■参照URL
<中小企業庁HP>
令和5年度予算「地域商業機能複合化推進事業（地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業）」の公募を開始します
https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2023/230209kino_fukugo.html

公募要領 [\[set\] 募集要領_R5地域商業機能複合化推進事業_1次公募.pdf](#)

交付要綱

申請様式 [\[set\] 応募申請書様式.zip](#)

デジタル庁
Digital Agency



最終処分場の設置における総量規制基準の設定 及び設置許可に関する地方の裁量規定の導入

令和6年7月24日

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課



重点19：最終処分場の設置における総量規制基準の設定及び設置許可に関する地方の裁量規定の導入（環境省）

- 産業廃棄物は事業活動に伴って生ずる廃棄物であり、**社会経済活動を通じて多様な施設から排出**される。
- 関係者による様々な取組を通じて、排出量を少なくすることや、中間処理による減量化や再生利用を進める一方、最終処分をせざるを得ないものも生じることから、**適切に処分を行うことができる最終処分場を確保することが必要**。
- 最終処分場の立地を巡って、生活環境への影響の懸念から、地域において、設置や運営をめぐる摩擦が発生し、ひいては**最終処分場の確保が困難になることも懸念**される。
- このため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）において、産業廃棄物の最終処分場を設置するにあたり、都道府県知事による許可制度により、処理施設の技術上の基準を遵守することのみならず、地域ごとの生活環境の保全への配慮を組み込み、地域の実情にも考慮し、**生活環境の保全の観点から客観性を確保した手続きを導入**している。

安定型最終処分場とは

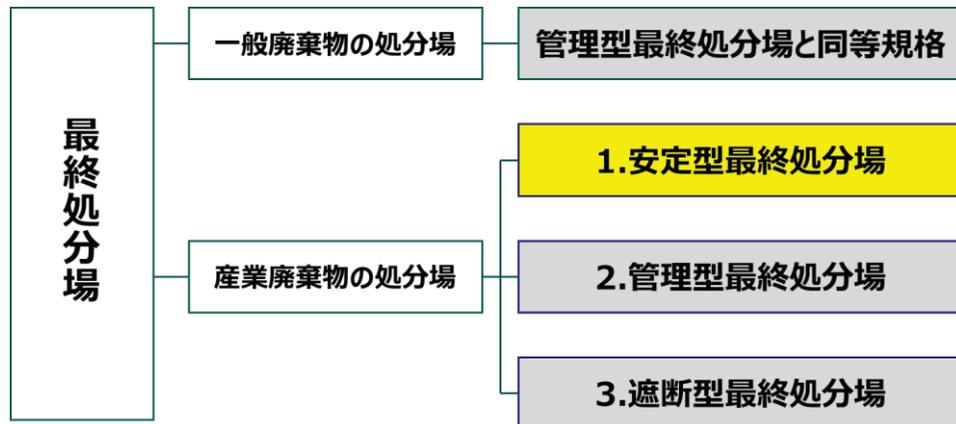
- 安定型最終処分場とは、**有害物や有機物等が付着しておらず、分解しない産業廃棄物**を、埋立処分することが認められている処分場。

【埋立対象廃棄物：「廃プラスチック」、「ゴムくず」、「金属くず」、「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」、「がれき類」の安定5品目】

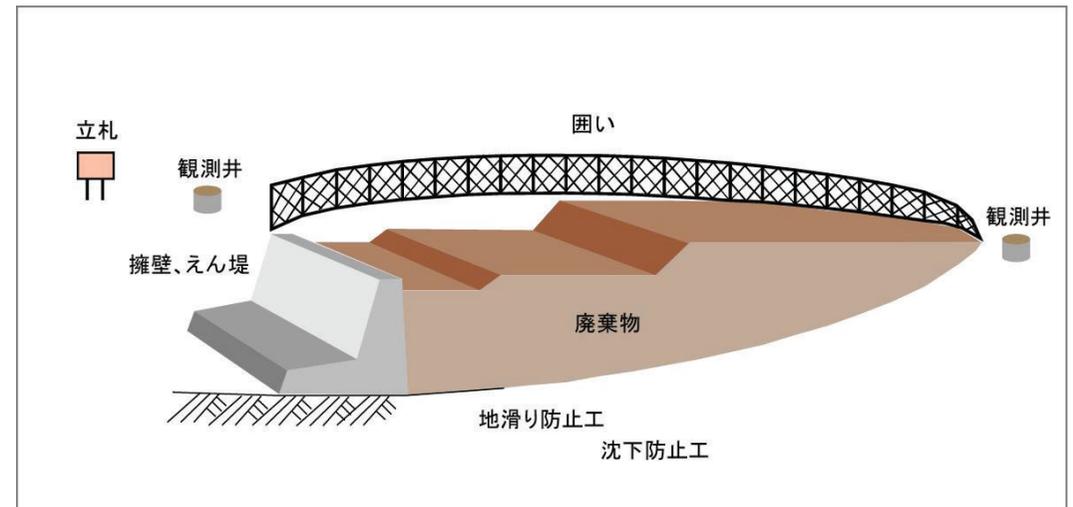
- 産業廃棄物の最終処分場は全国に1,568施設あり、そのうち安定型最終処分場は931施設。（令和4年4月1日時点）

（一般廃棄物の最終処分場は全国に1,724施設（令和4年度末時点））

31



最終処分場の種類

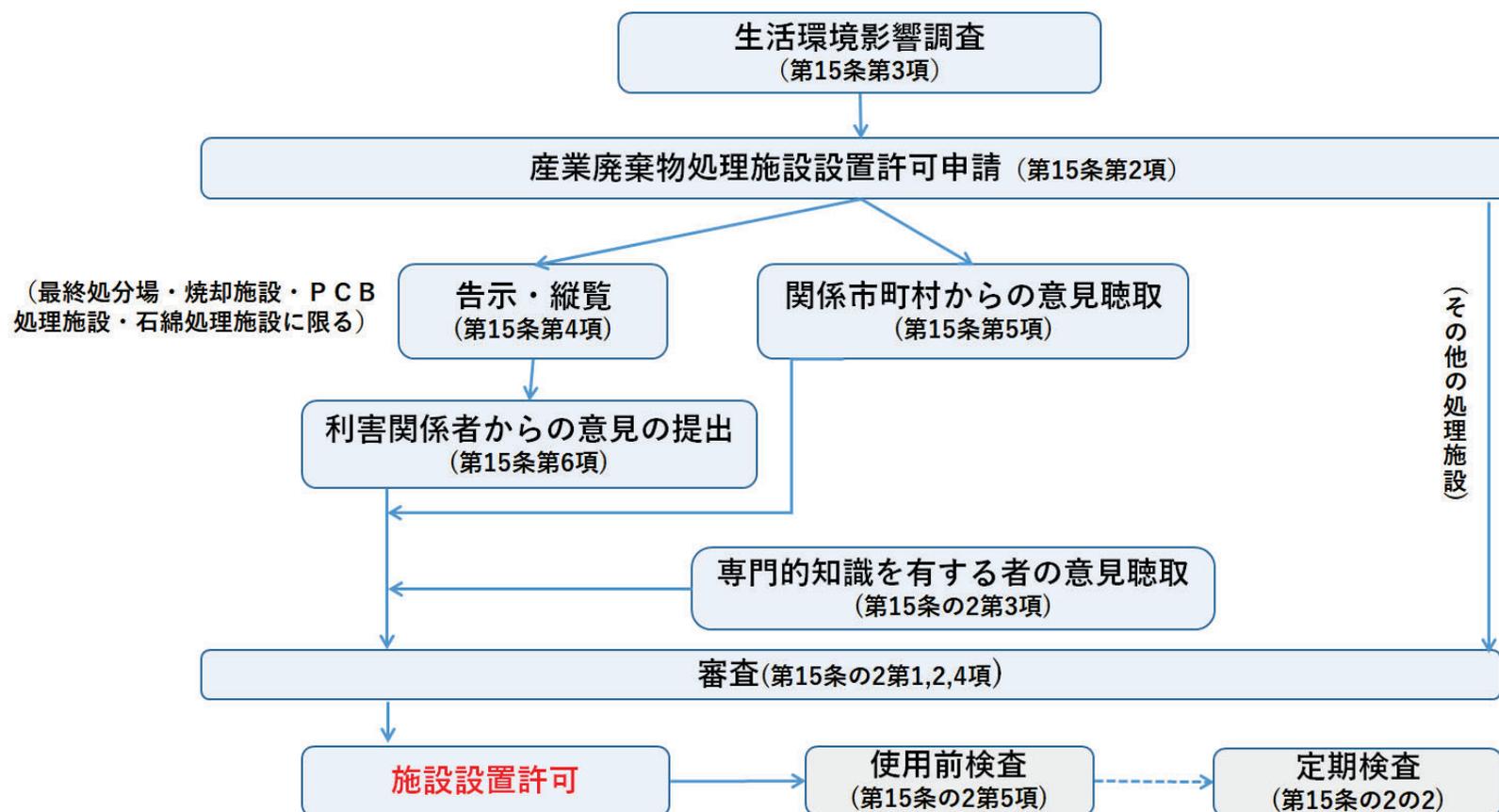


安定型最終処分場の構造

産業廃棄物処理施設の設置許可に係る手続き

- 廃棄物処理法は、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を目的としており、当該目的を達成するために産業廃棄物処理施設を許可するにあたり、**許可基準**等を設けている。
- 産業廃棄物処理施設の設置許可においては、**生活環境影響調査結果**を添付のうえ申請書等を提出し(法第15条第2項、第3項)、**関係市町村からの意見**(同条第5項)及び**利害関係者からの意見**(同条第6項)、**専門的知識を有する者の意見**を聴取し(法第15条の2第3項)、許可の基準に合致するか**審査**しなければならない(同条第1,2,4項)とされている。

32



許可の基準について



廃棄物の処理及び清掃に関する法律【昭和45年法律第137号】（抜粋）

（許可の基準等）

第十五条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該**産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。**

三・四（略）

2～5（略）

33

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について【平成10年5月7日】（抜粋）

1 審査

(1) 法第8条の2第1項第1号又は第15条の2第1項第1号の規定に基づき、設置に関する計画が構造基準に適合していることを確認することに加え、法第8条の2第1項第2号又は**第15条の2第1項第2号の規定に基づき、設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるか否かの科学的な判断を生活環境の保全上の観点から審査**すること。その際には、申請書や添付された生活環境影響調査書をもとに、環境基準の達成状況など**地域の生活環境に係る実情に配慮**すること。

生活環境の保全に適正な配慮が行われているかどうかについては、個々の施設ごとの判断となるが、例えば、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等公害防止関係法令による基準が定められている項目については、少なくとも当該基準を満たす数値となっていることが必要であること。また、その**運用に当たっては環境保全部局と密接に連携を図りながら対処**すること。

➡ 現行法において、許可の基準は、**地域の生活環境に係る実情に配慮**することとなり、個別の施設ごとに**専門的知識を有する者の意見を聴取しながら、周辺施設への適正な配慮を個別の事情に応じて考慮し、都道府県知事等が許可の判断を行う**こととなっている。

提案内容

廃棄物処理法において、**安定型産業廃棄物最終処分場が過度に集中する地域に対し、最終処分場の総量を規制するなど、新たな安定型産業廃棄物最終処分場の立地を規制する基準**を設けること

34  例えば、複数の安定型最終処分場が既に立地している地域において、地域の大気、水質、騒音、振動等の生活環境の状況を踏まえ、新規に安定型最終処分場が設置されることによる環境負荷の増大を考慮して生活環境への影響を審査することは、「**地域の生活環境に係る実情**」の範疇であり、**現行法の許可基準の適合性の判断において対応可能**と考える。

提案内容

最終処分場の設置許可に地域の実情を反映させるため、「許可基準を条例で定めることができることとする」等、地方の裁量を認める規定を盛り込むこと

 「生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的」とする廃棄物処理法において、最終処分場の設置許可の許可基準の一つとして、地域の生活環境に係る実情に配慮することとされており、各地域で判断の余地のある規定も設けられていることから、生活環境の保全という法目的達成の観点からは、**廃棄物処理法における規定としては必要十分**であると考える。